

7 課税標準額等に関する調

区 分		特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
決 定 価 格 ( A )			276,433,466,174	98,226,141,185	156,189,299,902	22,018,025,087	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第349条の3の規定 によるもの	第10項 (日本放送協会)	1/2	39,859,457	29,917,422	9,649,825	292,210
		第11項 (日本原子力研究開発機構)	1/3	2,642,057	-	72,906	2,569,151
		第12項 (登録有形文化財等)	2/3	2,210,826	-	-	2,210,826
		第16項 (宇宙航空研究開発機構)	1/2	6,217,701	3,865,563	2,071,408	280,730
			1/3	832,908	-	-	832,908
			2/3	10,127	-	4,253	5,874
		第17項 (海洋研究開発機構)	1/3	-	-	-	-
			2/3	67,717	-	67,717	-
			1/2	-	-	-	-
			3/4	12,441	-	11,233	1,208
	第20項 (特定地方交通線)	1/4	1,392,941	22,098	1,241,415	129,428	
	第22項 (科学技術振興機構)	1/2	42,001	-	42,001	-	
	第24項 (新関西国際空港株式会社)	1/2	379,354	-	36,644	342,710	
	第26項 (信用協同組合等)	3/5	222,124,485	64,844,525	143,450,424	13,829,536	
	第28項 (中部国際空港)	1/2	86,294	-	86,294	-	
	法附則第15条の規定に よるもの	第1項 (倉庫等)	1/2	18,256,100	7,664,715	9,050,013	1,541,372
		第4項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	87,927	24,273	63,654	-
		第11項 (並行在来線の譲受資産)	1/2	448,048	-	280,504	167,544
		第15項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2	11,817,459	3,363,774	8,375,934	77,751
		第16項 (都市利便施設)	3/5	159,272	133,630	25,642	-
			1/2	2,306,438	2,306,438	-	-
		第17項 (成田国際空港株式会社)	5/6	177,595	-	177,595	-
		第18項 (PFI国立大学の校舎)	1/2	750,973	682,047	68,926	-
		第19項 (都市鉄道利便増進施設)	2/3	194,543	151,990	42,553	-
		第20項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	1/2	2,189,758	2,106,803	68,445	14,510
			3/5	54,697	54,697	-	-
		第21項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3/5	201,942,558	73,962,027	111,542,271	16,438,260
第22項 (鉄道事業再構築事業)		1/4	-	-	-	-	
第24項 (公益法人の所有する能楽堂)		1/2	122,048	114,864	7,184	-	
第26項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))		1/2	-	-	-	-	
第26項 ( " " (特定国際拠点港湾))		2/3	-	-	-	-	
第28項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)		1/2	-	-	-	-	
第30項 (駅のバリアフリー化施設)		2/3	185,523	12,929	170,201	2,393	
第34項 (備蓄倉庫)		-	-	-	-	-	
第35項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)		2/3	-	-	-	-	
第40項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	4/5	-	-	-	-		
法附則第15条の2	第2項 (JR三島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	21,659,107	7,581,222	13,049,020	1,028,865	
法附則第15条の3	第1項 (旧国鉄承継特例)	3/5	3,176,793	1,428,853	1,656,032	91,908	
法附則第56条の2	第4項 ( " " ) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	11,601,416	3,285,660	6,986,943	1,328,813	
昭和47年附則第8条	第3項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4	-	-	-	-	
昭和62年附則第3条	第3項 (地下道等)	1/2	188,787	178,465	10,322	-	
平成3年附則第8条	第10項 (特定地方交通線)	1/4	45,037	-	8,647	36,390	
	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-	

				全国計	大都市計	都市計	町村計
区	分	特 例 率	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	平成7年附則第6条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (日本電気計器検定所)	1/6	169,983	169,983	-	-
		第5項 (日本消防検定協会)	1/6	820,460	820,460	-	-
		第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	253,556	109,377	144,179	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	598,092	150,991	400,153	46,948
		第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
	平成10年附則第6条	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-
		第9項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	-	-	-	-
	平成13年附則第8条	第8項 (高压ガス保安協会)	1/6	-	-	-	-
		第9項 (日本電気計器検定所)	1/3	431,237	127,205	304,032	-
	平成15年附則第11条	第9項 (日本消防検定協会)	1/3	-	-	-	-
		第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	374,931	244,664	130,267	-
		第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,594,809	553,915	968,964	71,930
		第11項 (高压ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-
	平成16年附則第10条	第23項 (国の機関との共同研究施設)	3/4	-	-	-	-
		第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,805,678	1,805,678	-	-
	平成17年附則第7条	第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-
		第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3	-	-	-	-
	平成18年附則第13条	第2項 (高压ガス保安協会)	1/2	-	-	-	-
		第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	3/4	-	-	-	-
	平成19年附則第6条	第4項 (日本電気計器検定所)	1/2	110,346	110,346	-	-
		第4項 (日本消防検定協会)	1/2	-	-	-	-
	平成20年附則第10条	第4項 (小型船舶検査機構)	1/2	624	-	624	-
		第4項 (軽自動車検査協会)	1/2	360,042	99,123	210,613	50,306
		第4項 (倉庫等)	1/2	1,459,515	-	1,459,515	-
		第4項 (倉庫等)	5/6	89,260	89,260	-	-
平成21年附則第8条	第10項 (地下駅火災対策施設)	2/3	-	-	-	-	
	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	2/3	-	-	-	-	
	第16項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	-	-	-	-	
平成22年附則第11条	第19項 (PFI公共荷さばき施設等)	1/2	-	-	-	-	
	第20項 (PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	1,186,121	-	1,139,027	47,094	
	第22項 (鉄道再生事業)	1/4	-	-	-	-	

区	分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 減 税 標 準 に の 特 な 例 に る よ り 額	平成 23 年附則第 7 条	第 2 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3	-	-	-	-
		4/5	-	-	-	-	
		第 3 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	-	-	-	-
		2/3	13,031	12,619	412	-	
		第 6 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	-	-	-	-
		第 7 項 (自動車安全運転センター)	1/3	8,522	-	8,522	-
		第 8 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	-	-	-	-
		1/2	9,491,149	5,998,426	3,492,723	-	
		第 9 項 (倉庫等)	7/8	-	-	-	-
		7/8	-	-	-	-	
		第 10 項 (特定路外駐車場)	7/8	-	-	-	-
		第 13 項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	-	-	-	-
		第 17 項 (中核的地方卸売市場構築事業)	2/3	267,303	-	267,303	-
	第 20 項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	251,370	50,899	168,144	32,327	
	第 23 項 (都市利便施設)	1/2	487,619	487,619	-	-	
	第 25 項 (スーパー中核港湾)	1/2	16,564	4,509	-	12,055	
	平成 24 年附則第 8 条	第 10 項 (JR貨物の基盤整備事業)	-	2,304,237	1,991,962	312,275	-
		第 10 項 ( ) 法附則第 15 条の 2 第 2 項の適用のあるもの	-	4,583	-	-	4,583
	平成 25 年附則第 11 条	第 2 項 (鉄道駅総合改善事業)	3/4	245,279	234,466	10,813	-
	平成 26 年附則第 12 条	第 7 項 (スーパー中核港湾)	1/2	46,367	46,367	-	-
第 8 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)		1/2	59,010	59,010	-	-	
計		(B)	573,692,076	214,868,874	317,335,572	41,487,630	
課 税 標 準 額 (A) - (B)			275,859,774,098	98,011,272,311	155,871,964,330	21,976,537,457	